



平成 25 年 8 月 8 日

各 位

会社名 株式会社情報企画  
代表者名 代表取締役社長 松岡仁史  
(コード：3712 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役 橋本政幸  
(TEL. 06-6265-8530)

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更 並びに株主優待制度の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 8 月 8 日開催の取締役会において、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更、並びに株主優待制度の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、当社株式を 1 株につき 100 株の割合で分割するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額に実質的な変更はありません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の当社発行済株式総数	40,900 株
② 株式分割により増加する株式数	4,049,100 株
③ 株式分割後の当社発行済株式総数	4,090,000 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	16,360,000 株

##### (3) 日程

① 基準日公告日	平成 25 年 9 月 13 日（金曜日）
② 基準日	平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）
③ 効力発生日	平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）

##### (4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際し、資本金の額の変更はありません。

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 採用する単元株式数

上記「2. 株式分割の概要」に記載した株式分割の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）

（ご参考）東京証券取引所における当社株式の売買単位は、平成 25 年 9 月 26 日（木曜日）をもって 1 株から 100 株に変更されることとなります。

### 4. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 10 月 1 日をもって、当社定款の一部を変更いたします。

①株式分割の割合に応じて、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。

②株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。

③現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。

④上記①から③の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 6 3, 6 0 0</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 6, 3 6 0, 0 0 0</u> 株とする。
(新 設)	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1 0 0</u> 株とする。
第 7 条～第 29 条（条文省略）	第 8 条～第 30 条（現行どおり）
(新 設)	附則 第 1 条 <u>第 6 条の変更及び第 7 条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 25 年 10 月 1 日とする。</u> 第 2 条 <u>前条及び本条の規定は、平成 25 年 10 月 1 日をもってこれを削除する。</u>

## 5. 株主優待制度の一部変更

### (1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、株主優待基準を一部変更いたします。なお、優待内容に実質的な変更はありません。

また、今回の株式分割は、平成 25 年 10 月 1 日に効力が発生いたしますので、平成 25 年 9 月 30 日現在の株主名簿に記載または記録された株主様に対する優待は、従来どおりの基準（下記「(2) 変更の内容」に記載の変更前の基準）に基づき、贈呈させていただく予定です。

### (2) 変更の内容

優待基準		優待内容
変更前	変更後	
4株以上を 1年以上継続保有	4単元（400株）以上を 1年以上継続保有	産直品カタログギフト（5,000円相当）
上記以外	1単元（100株）以上を 保有で上記以外	図書カード（500円）

### (3) 変更後の優待制度の内容

#### ①対象株主様

毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された、当社株式1単元（100株）以上保有の株主様を対象といたします。

#### ②優待内容

4単元（400株）以上を1年以上継続保有	産直品カタログギフト（5,000円相当）
1単元（100株）以上を保有で上記以外	図書カード（500円）

#### ③贈呈時期

12月上旬頃の発送を予定しております。

以上